

(別紙)
環境建設委員会政策提言

人と動物の共生社会の推進について

令和3年3月26日

小平市議会 環境建設委員会

目 次

I、背景と経緯	P 1
II、調査研究の過程	P 2
III、提言に至るまでの調査研究内容について	P 4
IV、提 言	P 7
V、まとめ	P 1 2

I、背景と経緯

小平市では、「動物との共生社会」を施策とする具体的な市の独自事業はないが、環境部において、畜犬登録事務や狂犬病予防事業、環境保全事業としての飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業が事業化されており、関連事業として啓発講座の開催や活動団体の意見交換会、イエローチョーク作戦（犬のふんの後始末の啓発）などを展開している。

社会はこれからますます少子高齢化、核家族化の進行が予測され、地域での繋がりが希薄化していくことが危惧されている。その中で、犬や猫などをはじめ、鳥類や爬虫類などの動物もペットとしてごく普通に飼養されるようになり、ペットに心の安らぎを求める人が増えている。

ペットと一緒に暮らすことで、毎日の生活が楽しく、癒されるような充実感が得られるという方が多く、具体的にペットがどのような効果をもたらしてくれるのかについての研究も進んできている。ペットと一緒に暮らし始めると、飼い主の身体の健康が向上する効果があり、代表的なところでは、毎日の犬の散歩が習慣化すると飼い主のウォーキングにもなり運動不足が解消される事例が多く報告されている。このように、ペットを介して地域の繋がりを深め、規則正しい生活により健康が促進されることに加え、孤立や孤独感の解消に大きな貢献があると言われている。

動物との触れ合いを通して得られる効果は、身体や心の健康だけでなく、家族間のコミュニケーションや子どもの健やかな成長など、様々な面で豊かにしてくれることに注目し、環境建設委員会では人と動物の共生社会の構築を進めていくことは非常に意義のあることと考えた。

一方で、動物虐待の問題や不適正な飼養による苦情や地域トラブルが多く発生しており、今後はますますペット飼養が増加していく傾向と捉え、命ある動物の愛護と適正な飼養について、市民に広く関心と理解を深める取組が必要である。

また、災害が多い日本において、災害時のペットの取扱いについては課題であり、全ての市民に対してペットに関する防災知識の啓発等、ペットの災害対策は必要である。

これらの視点に立って「人と動物の共生社会の推進について」をテーマとし、政策形成のための総合的な施策の推進を図るため、環境建設委員会として、以下政策提言を行うものである。

II、調査研究の過程

■令和元年（2019年）10月 先進市視察

- ・愛知県名古屋市 「なごや生物多様性センターについて」

【所 感】

センターでは、名古屋の生き物に関する情報を次世代に伝えるために収集・発信を行うとともに、市民・専門家・行政の協働による、名古屋の身近な自然の調査・保全活動を推進し、生き物に関する標本・写真などの収集と保管、レッドリスト・レッドデータブックの調査・作成も活動の特徴である。

今後は、開発や公害などにより緑地が減少し、生物の生息地が喪失していくなかで、どのようにしたら環境の安定を目指していけるのか等、市民への啓発活動のあり方も含めて考えるべきである。小平市においても、自然や環境分野の市民活動が多く活動されていることから、自然環境を次の世代に引き継いでいくためには、活動と協働を支える施策が必要と感じた。



- ・愛知県豊田市「豊田市動物愛護センターについて」

【所 感】

センターは、人と動物の共生社会を推進することを目的とし、命を大切にする心の醸成・動物愛護精神の高揚、飼い主の意識の向上について、市民と協働で取り組んでいく施設として開設された。

また、「豊田市 人と動物の共生社会の推進に関する条例」が策定され、それをもとに犬猫譲渡会や飼い主意識向上等の施策や、獣医師による飼い主のいない猫の不妊去勢手術を無料で実施していることもセンターの特徴の一つである。豊田市では、「同行避難時のペット飼養マニュアル」が策定されていることから、災害時には避難所においてペットを連れて避難（同行避難）できる体制がある。動物と暮らしていくことに対する市の取組や、災害時のペット対応などセンターの役割の重要性を感じた。



■令和元年（2019年）12月 委員会調査

- ・環境建設委員会政策提言のテーマを「人と動物の共生社会の推進について」に決定

■令和2年（2020年）2月 関係機関視察

・東京都日野市 東京都動物愛護相談センター多摩支所

「人と動物の共生社会の推進に係る取組について」担当部局により現状説明。

【所感】

センターは東京都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留等から、動物愛護・適正飼養の推進、保護・収容した動物の譲渡、動物取扱業者の監視指導、動物由来感染症対策等、幅広い業務を行っている。

東京都では動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指している。致死処分数は激減しており、自然死や安楽のための処分以外は、譲渡により「殺処分ゼロ」を実現している。ボランティア団体の多大な努力あってこその実現だと感じた。東京都と市区町村の役割、ボランティア団体への支援の在り方等について、どのような仕組みなら持続可能なのか、協議の場が必要である。

■令和2年（2020年）5月 近隣先進市視察

・東京都町田市「町田市動物愛護推進計画について」

→新型コロナウイルス感染症により視察は中止し、書面による質問を行った。

■令和2年（2020年）9月～10月 市内関係団体との意見交換会

獣医師会・愛犬団体・地域猫団体

■令和2年（2020年）12月 参考人招致

・公益財団法人動物環境・福祉協会 Eva 杉本 彩理事長、松井 久美子事務局長

「人と動物の共生社会の推進における自治体での実現可能な施策について」

【所感】

Evaは動物をさまざまな虐待から守り、そこにいる動物の福祉向上を目指している公益財団法人である。日本の動物福祉の向上を目指し「ペット流通」、「動物虐待」、「多頭飼育崩壊」、「不適正飼育」など、私たちの身近で起きている動物問題について啓発を行っている。そして、動物の尊厳を守るため、虐待に対する厳格な罰則措置や動物行政の対応の在り方、また適正な飼育管理の在り方に関する提言を国などに行っている。また、啓発活動としては、全国各地での講演や催事の開催にて、SNSや動画の共有サービス等で、広く国民の皆さんに知っていただきたいと活動をしている。

動物愛護団体や自治体の役割、また、連携をしてやるべき事は何か、いろいろな問題点を感じた。



Ⅲ、提言に至るまでの調査研究内容について

人と動物の共生社会の推進を目指す提言を作成する過程で、課題の把握は必要事項と考え調査をした。前述の「背景と経緯」にもあるように動物との触れ合いを通して身体や心の健康だけでなく家族間のコミュニケーションや、子どもの健やかな成長など人と動物の共生社会の構築を進めていくことは非常に意義がある。一方で動物虐待の問題や不適正な飼養による苦情や地域トラブルが多く発生しているのも事実である。

以上のことから、調査を進める中で下記の表1～4は、小平市の動物飼養に関する課題を分かりやすく示す指標と考え記載した。

1、小平市における犬・猫に関する相談・苦情受付件数【表1】

年度		H27	H28	H29	H30	R1
犬	現場対応あり	0	0	0	0	3
	現場対応なし（電話・メール対応のみ）	11	2	5	6	10
	小計	11	2	5	6	13
猫	現場対応あり	20	20	19	15	14
	現場対応なし（電話・メール対応のみ）	39	32	22	22	19
	小計	59	52	41	37	33
計	現場対応あり	20	20	19	15	17
	現場対応なし（電話・メール対応のみ）	50	34	27	28	29
	合計	70	54	46	43	46

出典：令和2年7月環境部環境政策課資料

◎小平市は犬と猫ともに相談・苦情があり、特に猫に関する相談や苦情等が多く、現場対応の件数も多いことが分かる。【表1】

2、区市町村別苦情対応状況等【表2】

	畜犬 登録頭数	苦情受理 件数	苦情受理件数内訳							
			犬							
			放浪犬	拾得	負傷	放し飼い	汚物等	悪臭	鳴き声	その他
合計	512,220	1,382	121	114	14	41	20	8	118	210
区部計	324,339	500	74	54	11	-	-	-	-	0
市町村部計	187,881	882	47	60	3	41	20	8	118	210
多摩部	186,754	838	42	58	3	36	18	8	117	210
島しょ部	1,127	44	5	2	0	5	2	0	1	0
小平	8,000	54	1	1	0	2	0	1	14	13

	苦情受理件数内訳								苦情処理 延件数	引取依頼 件数	動物による事故					
	猫						特定動物	その他			犬			犬以外		
	拾得	負傷	汚物等	悪臭	鳴き声	その他					件数	動物数	被害者数	件数	動物数	被害者数
合計	129	367	29	10	6	150	0	45	1,530	105	113	113	113	4	4	5
区部計	97	254	-	-	-	8	0	2	566	99	0	0	0	2	2	3
市町村部計	32	113	29	10	6	142	0	43	964	6	113	113	113	2	2	2
多摩部	28	105	29	10	6	128	0	40	916	6	111	111	111	2	2	2
島しょ部	4	8	0	0	0	14	0	3	48	0	2	2	2	0	0	0
小平	2	3	3	2	0	11	0	1	28	0	2	2	2	0	0	0

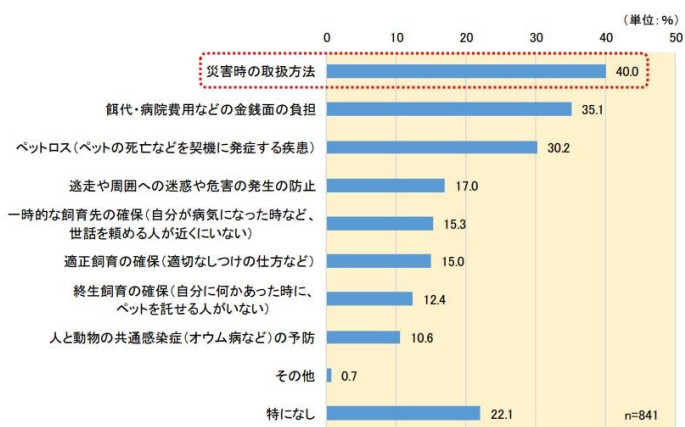
出典：東京都福祉保健局 東京都動物愛護相談センター 事業概要（令和元年度版）第3章 統計

◎都内、区市町村と小平市の現状の苦情内容が分かり、特徴も見えてくる。

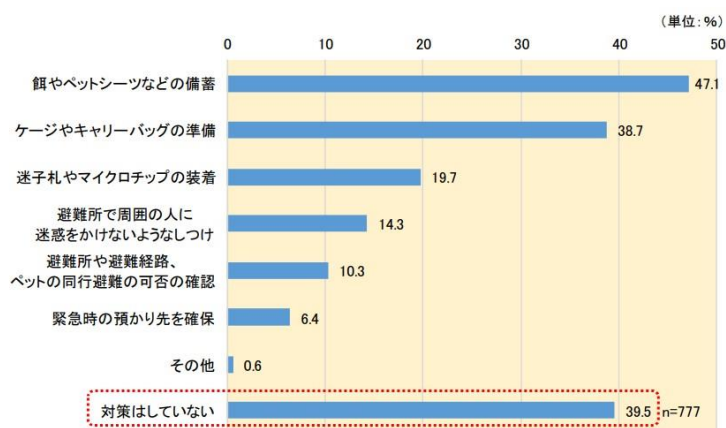
そのなかでも、市町村では犬の鳴き声や、猫の負傷による苦情件数が多いことが分かる。【表2】

3、ペットの災害対策に関する課題

ペット飼育上の不安【表3-①】



犬や猫のための防災対策【表3-②】



出典：2020年3月発行

公益財団法人 東京市町村自治調査会「ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」

◎ペット飼育上の不安として、災害時の取扱方法が4割と最も高くなっているが、犬や猫のための防災対策をしていない人がともに約4割に達し、ペット飼育者の防災意識は希薄である。【表3-①】【表3-②】

4、多摩地域におけるペット行政の課題【表4】



出典：2020年3月発行

公益財団法人 東京市町村自治調査会「ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」

◎多摩地域のペット行政の課題がまとめられ、小平市にも当てはまるため、提言に繋げるヒントがある。【表4】

5、見えてきた課題

調査研究の結果、以下の取り組むべき課題が明らかになった。

- ・犬の鳴き声や猫の負傷、犬猫の汚物等の被害による苦情が多く、動物適正飼養に対する飼い主の責務の明確化及び周知徹底がされていない。動物の生活環境を向上させる必要がある。
- ・小平市では猫に関する相談・苦情が多いが、地域猫活動の推進や支援が不足している。
- ・ペットの飼い主への防災意識の啓発や飼っていない人への情報提供が不十分である。
- ・表4「多摩地域におけるペット行政の課題」は小平市でも同様であることが考えられることから、庁内関係部署との連携や関係団体との推進体制の構築が必要である。

IV、提言

環境建設委員会では、人と動物の共生社会の推進を目的として、担当部局からの現状説明や、動物に対して地域で活躍する団体等と意見交換を行った。

その結果、施策を「1、動物愛護・動物福祉の推進（適正飼養の推進）」、「2、地域猫活動の推進」、「3、ペットの災害対策」、「4、その他動物に関する施策」の4部門に分けて提言を行う。

第1、動物愛護・動物福祉の推進（適正飼養の推進）

飼い主が動物を適正に飼養していないために、動物の福祉が守られていないという課題がある。ライフスタイルの多様化とともに、様々な環境で犬や猫が飼育されるようになり、不適正な飼育などから飼い主とその近隣住民等との間でトラブルが発生している。このような状況を未然に防止していくために、教育現場等を含めた更なる方策が必要であり、以下提言する。

1、飼い主の責務に関する広報と周知の充実

①犬について

- ・飼い主の責務として、犬を飼う時は新規登録・変更登録とその鑑札を装着させる義務があること、更に狂犬病の予防接種とその注射済票を付ける義務があることを周知し、飼い犬の接種率の向上を目指す。

②猫について

- ・飼い主の責務として、屋内飼育の推奨を徹底し、やむなく屋外で飼っている場合は不妊去勢手術等を実施するよう周知に努める。

③共通事項

- ・飼い主の責務として、屋外でのふん尿処理等のマナーに対する周知徹底する。
- ・適正飼養は飼い主の責務であることを周知徹底する。
- ・市民へ情報が確実に行き届くような取組や、既存の周知方法以外について模索する。
- ・通常時や、災害時を想定した「しつけ教室」を地域ごとに開催すると共に、関係団体との連携を強化する。

2、教育現場等での普及啓発の推進

- ①保育園・幼稚園・小学校等において、成長過程に応じ、命の大切さや動物を飼うことに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発や、学校飼育動物を含めた動物全般の適正飼養に関する情報提供を教育関係者等に対し行う。
- ②獣医師会との連携による学校での動物愛護教育「命の講座」の実施、動物飼育を充実させる。

3、多頭飼養の適正化

- ①多頭飼養に起因する問題に対し、発生の未然防止や早期対応を図る観点から、多頭飼養者の不適切な繁殖により頭数が増えてしまうことなどが無いよう、関係機関等（動物病院、東京都動物愛護相談センター多摩支所、市のケースワーカー等）と連携し、情報収集に努める。

4、犬猫マイクロチップ装着の普及啓発

- ①飼い犬・猫が迷子や災害等の際に、飼い主のもとへ早期返還をするために、マイクロチップの普及啓発に努める。

第2、地域猫活動の推進

地域猫活動とは、地域の理解のもと、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域の住民等の有志により適正に管理していくことで、飼い主のいない猫の数とトラブルを減らしていく取組である。また、地域猫団体のみの活動に頼るのではなく、行政との連携が必要であり、以下提言する。

1、中心となる団体の育成推進

- ①小平市内で活動している地域猫登録団体は17団体、92地域で活動し増加傾向にある。市内では数多くの個人・団体が地域猫活動を行うなかで、団体間での連携や情報共有、各団体の取りまとめや、中心となって活動していく団体育成が必要である。また、活動団体への支援等も必要であり、「(仮)地域猫登録団体連絡会」を開催し、市が各団体の連携体制構築を促進する。
- ②飼い主のいない猫によって問題が発生した場合は地域住民（自治会、町会）、ボランティア（団体）、行政の三者が連携し問題解決に取り組む。
- ③地域猫活動に反対する住民への活動の周知や、話し合いの場を持つ。

2、団体への支援

- ①捕獲器の貸出しの実施、貸出しのルール作成と整備を充実させる。
- ②市の不妊去勢手術費補助事業の1件当たりの補助額に関する調査、適正金額の検討をする。
- ③地域猫活動を行っていることが分かるように標示物の作成や配布、広報の支援を検討する。
- ④市主催のイベントの活用などによる譲渡会の開催を支援する。
- ⑤デリバリーこだいらのメニューとして地域猫セミナーの実施をする。

3、無責任なエサやり・ふん尿被害

- ①飼い主のいない猫に対しての無責任なエサやりをさせないための啓発をする。
- ②飼い主のいない猫のふん尿被害の対策についての検討をする。

第3、ペットの災害対策

大規模災害が発生した場合は、飼い主と飼い主以外の市民との間で避難所におけるペットの取扱いについてトラブルが生じる事例が散見される。ペットの同行避難は必須の課題であり、飼い主が災害時の準備をすることはもちろん、ペットを飼っていない人に対しても、災害時のペット対応について啓発を図ること等、以下提言する。

1、普及啓発

- ①災害発生時には飼育動物も被害を受けることから、動物の飼い主に対して、平常時からの飼育動物のしつけや身元の表示、餌やペット用品の常備等について普及啓発に努める。
- ②動物が苦手な方、動物アレルギーがある方など、様々な方が避難してくることが想定されるため、飼い主だけではなく、すべての市民に対してペットの同行避難について理解してもらうための啓発を行う。
- ③災害時には多くの飼い主不明動物の発生が予測されるため、都や関係団体との連携に努める。


④「避難所へのペット同行避難」についてのホームページを充実させる。

⑤新たな関係団体と災害時における協定を推進する。

⑥災害時に飼い主がペットと共に安全に避難し、被災後も安心した生活を送るために、「ペット防災手帳」を作成する。

【ペット防災手帳】

(武蔵村山市の例)

ペットの連絡先		<p>東京都武蔵村山市</p> <p>ペットのための 防災手帳</p> <p>～ペットは大切な家族です！ もしもの時に備えて～</p> 	ペットの情報		健康管理					
飼い主さん	氏名		ペットの名前		動物の種類	現在の健康状態		ワクチン等接種情報		
	住所		<p>飼い主さんとペットと一緒に写っている写真を貼ってください。</p> 	動物の品種	病歴	感染症予防		年 年 年		
	自宅電話			動物の毛の色	お薬	共通	混合ワクチン 種類・接種日	種類	種類	種類
	携帯電話			動物の肌の色	その他	犬	駆虫投与薬	月 日	月 日	月 日
	メール			動物の目の色	その他	猫	狂犬病	月 日	月 日	月 日
最寄避難場所	動物の性別			その他	猫エイズ 検査日・結果	その他	月 日	月 日	月 日	
動物病院	去勢・不妊手術		動物の種別	猫白血病 検査日・結果	その他	月 日	月 日	月 日		
病院名	生年月日		餌の種類	猫エイズ 検査日・結果	その他	月 日	月 日	月 日		
住所	生年月日		餌やりの回数	猫エイズ 検査日・結果	その他	月 日	月 日	月 日		
電話番号	生年月日	飼育方法	猫エイズ 検査日・結果	その他	月 日	月 日	月 日			
メモ	マイクログリップ	各種トレーニング	猫エイズ 検査日・結果	その他	月 日	月 日	月 日			
		大きさ(体重)	性格・特徴							
		マイクログリップ								
		(I D No.)								
		犬の鑑札登録番号								
		餌の種類								
		餌やりの回数								
		飼育方法								
		各種トレーニング								

※ペットや飼い主のプロフィールを記載できるのに加え、平常時の備えや災害発生時の対応等について記載している。

【参考】

🐾 同行避難と同伴避難の違いとは？ 🐾

2018年に環境省が発行した「人とペットの災害対策ガイドライン」では、ペットの同行避難が原則とされています。「同行避難」と聞くと、ペットと飼い主が同じ避難所で過ごすことを想像するかもしれませんが、それは「同伴避難」を指します。

「同行避難」と「同伴避難」の違いは以下の通りです。

同行避難	災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。
同伴避難	被災者が避難所でペットを飼養管理すること。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なるため、別室になる可能性もある。

同行避難がペットとともに安全な場所に逃げる「行為」であるのに対し、同伴避難は被災者が避難所でペットを飼養管理する「状態」を指すのが特徴です。

基礎自治体は、住民への正しい知識の啓発に努めるとともに、災害が起きた時に少しでも円滑に避難所運営を行うために、ペットの取扱いについて、住民の意見を聞くなどし、マニュアル等で定めておく必要があります。

出典：2020年3月発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会

「ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」

第4、その他動物に関する施策

担当課や関係団体とのヒアリングのなかで、動物をめぐる地域課題や、ペット行政の課題等が明らかになった。また、年齢を重ねてもペットとの暮らしや権利を守る観点から、第1から第3の提言で足りない事項について取組の実施を以下提言する。

1、庁内体制の構築

①2019年6月の動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）の改正では、都道府県・政令指定都市・中核市など保健所を有して獣医師資格を持つ職員の自治体だけでなく、一般の市区町村においても「条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする」と規定された。（動物愛護管理法第37条の3）

これにより、一般市区町村においても、動物愛護管理行政を担う必要性がクローズアップされたことから、小平市においても「動物愛護管理担当職員」の配置についての検討及び、近隣自治体の動向について研究する。

②縦割り組織の弊害を改善し、環境政策課とその他の部署が相互に情報共有できる体制を構築し、ペット問題における部署間連携を推進する。

2、高齢者、社会的な支援が必要な人への対応

①飼い主の高齢化などにより、狂犬病の予防注射ができない人への支援策を検討する。（往診をおこなっている病院を紹介する）

②飼い主が亡くなったときのペットの行き先を確保する。不測の事態に備え、預け先となる親族連絡先を意思表示する仕組みをつくるなど、健康福祉部と連携を図る。

3、ドッグランについて

①サポーターズクラブの募集（維持管理を担ってもらうためのボランティアを募る）や、ドッグランの整備についての検討をする。

4、関係団体との連携

①協力病院登録の拡大をするため、獣医師会のみならず所属していない獣医師にも協力を呼び掛ける。

②市内ペットショップに対する意見聴取及び、連携を図る。

V、まとめ

コロナ禍での約2年間という短い期間だったが、毎委員会では議論を重ね、このような提言書をまとめた。

現在大きな問題となっている事柄に、多頭飼育崩壊、地域猫への理解不足などが挙げられる。このような問題は、「単なるご近所トラブルの一種」と思われがちだが、背景には社会からの孤立など人間社会の問題が潜んでいることが多いといわれている。つまり、人間社会の問題がペットを通じて現れている状態であり、複数の部署や官民を横断する問題と言える。

また、市においても災害時のペットの取扱いの検討は喫緊の課題である。「ペットの問題に取り組むことで、人間社会の問題も解決できる」という意識の元、問題に取り組むことでひいては「住民福祉の向上」に結び付くこととなる。しかし、この問題について自治体のみで取り組むには限界があることから、市民にも啓発し、地域全体で取り組んでいく必要がある。

提言書の作成にあたり、人と動物の共生社会を推進することを目的として、名古屋市、豊田市、日野市の視察を行った。また、公益財団法人動物環境・福祉協会 Eva 杉本彩理事長、松井久美子事務局長を参考人として招致し多くの教示をいただいた。

以上のことから今政策提言が、人と動物の共生社会の推進について、地域・部署・官民の垣根を越えた連携体制で小平市政の取組の発展に寄与することを望む。